

中部圏広域地方計画協議会規則

(設置)

第一条 国土形成計画法(昭和二十五年法律第二百五号。以下「法」という。)第十条第一項に基づき、中部圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

(目的)

第二条 協議会は、中部圏広域地方計画(以下「計画」という。)及びその実施に関し必要な事項並びに協議会の組織及び運営に関する事項を協議することを目的とする。

(オブザーバー並びに幹事会及びワーキンググループ)

第三条 協議会は、必要があると認めるときは、協議により、法第十条第三項に掲げる者(以下「構成員」という。)のほか、計画及びその実施に関係を有する者を、同条第一項の協議を行うための会議(以下単に「会議」という。)に、オブザーバーとして参加させることができる。

- 2 協議会は、その円滑な運営を補助するため、幹事会を設けるものとする。
- 3 協議会は、専門的な事項を検討するため、ワーキンググループを設けるものとする。
- 4 協議会は、必要があると認めるときは、隣接圏域との連携及び調整を行うため、隣接圏域と合同協議会を設けるものとする。

(会長)

第四条 協議会に、会長一名を置き、構成員の互選により選任する。

- 2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、構成員のうち会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 4 会長の任期は原則二年とし、再任を妨げない。

(会議の招集)

第五条 会議は、会長が招集する。

- 2 構成員は、必要があると認めるときは、会長に対して会議の招集を求めることができる。

(会議の通知)

第六条 会長は、会議を招集するときは、会議の招集場所、開催日時及び会議の目的である議事を他の構成員及びオブザーバーに通知しなければならない。

(議事)

第七条 会長は、会議の議長として議事を行う。

- 2 会議は、構成員(次項に規定する代理者を含む。)の二分の一以上が出席しなければ、開催することができない。
- 3 構成員は、やむを得ない理由により自ら会議に出席することができない場合には、代理者を会議に出席させることができる。
- 4 第二項において、国の一の関係地方行政機関の構成員が複数ある場合にあつては、構成員の数は、当該関係地方行政機関で一名と数える(次条において同じ。)
- 5 会長及び構成員は、必要に応じ、オブザーバーの意見を求めることができる。

(書面による議事)

第八条 会長は、やむを得ない理由により会議を開催することができない場合にあつては、事案の概要を記載した書面を構成員に送付し、その意見を徴し、又は賛否を問い、その結果をもって協

議会の議事に代えることができる。

(協議過程の透明性の確保)

第九条 会議については、公開とする。ただし、公開することが適切でないと協議会が決定した場合は、非公開とすることができる。

2 会議に提出された資料(以下この条において「資料」という。)及び議事概要は、公開する。ただし、公開することが適切でないと協議会が決定した資料は、非公開とすることができる。

3 前項の規定による資料及び議事概要の公開は、会議終了後速やかに行う。

(庶務)

第十条 協議会の庶務は、中部圏広域地方計画推進室において処理する。

(雑則)

第十一条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は別に定める。

附則

この規則は、平成20年7月31日から施行する。

法第十条第二項に基づき、別表1のとおり構成員を加える。

本規則第三条第一項に基づき、別表2のとおりオブザーバーを参加させる。

平成24年 2月13日改正

【別表1】

法第十条第二項に基づく構成員

富山県知事
石川県知事
福井県知事
滋賀県知事
国土交通省東京航空局長
国土交通省大阪航空局長
中部経済連合会会長
東海商工会議所連合会会長
長野県商工会議所連合会会長
静岡県商工会議所連合会会長
東海市長会会長
東海四県町村会代表者

【別表2】

中部圏広域地方計画協議会規則第三条第一項に基づくオブザーバー

神奈川県知事
新潟県知事
山梨県知事

参考

中部圏広域地方計画協議会構成員名簿

○関係県及び関係指定都市

富山県	富山県知事
石川県	石川県知事
福井県	福井県知事
長野県	長野県知事
岐阜県	岐阜県知事
静岡県	静岡県知事
愛知県	愛知県知事
三重県	三重県知事
滋賀県	滋賀県知事
静岡市	静岡市長
浜松市	浜松市長
名古屋市	名古屋市長

○国の関係各地方行政機関

警察庁	関東管区警察局長、中部管区警察局長
総務省	信越総合通信局長、東海総合通信局長
財務省	関東財務局長、東海財務局長
厚生労働省	関東信越厚生局長、東海北陸厚生局長
農林水産省	関東農政局長、東海農政局長
	関東森林管理局长、中部森林管理局长、近畿中国森林管理局长
経済産業省	関東経済産業局长、中部経済産業局长、近畿経済産業局长
国土交通省	関東地方整備局长、北陸地方整備局长、中部地方整備局长
	近畿地方整備局长
	北陸信越運輸局长、中部運輸局长
	東京航空局长、大阪航空局长
	第三管区海上保安本部長、第四管区海上保安本部長
	第九管区海上保安本部長
環境省	関東地方環境事務所長、中部地方環境事務所長

○経済界

中部経済連合会会長
東海商工会議所連合会会長
長野県商工会議所連合会会長
静岡県商工会議所連合会会長

○市町村

東海市長会会長
東海四県町村会代表者

○オブザーバー（中部圏広域地方計画協議会規則第3条第1項）

神奈川県	神奈川県知事
新潟県	新潟県知事
山梨県	山梨県知事

中部圏広域地方計画協議会幹事会 運営要領

(目的)

第1条 本要領は、中部圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)規則(以下「協議会規則」という。)第3条第2項に規定する幹事会の運営要領を定めるものである。

(構成)

第2条 幹事会は、協議会の構成員が指名する幹事をもって構成する。

(幹事会の招集、議事)

第3条 幹事会は必要に応じて会議を行う。

2 幹事会は、中部圏広域地方計画推進室(以下、「事務局」という。)が招集するものとし、幹事会の日時、場所及び議事の要旨とともに幹事に通知するものとする。

3 幹事会は、必要に応じてオブザーバーを招集するものとする。

4 議事の進行は事務局が行う。

(協議事項)

第4条 幹事会は、次の事項を行う。

(1)協議会の議事、運営に関する調整。

(2)その他協議会の運営に関する必要な事項。

(報告)

第5条 幹事会での協議結果等は、各幹事が構成員に報告するものとする。

(庶務)

第6条 幹事会の庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、幹事会の運営に関し必要な事項は、第3条の幹事会で定める。

附則

この運営要領は、平成24年 2月13日から施行する。

中部圏広域地方計画協議会ワーキンググループ運営要領

(目的)

第1条 本要領は、中部圏広域地方計画協議会(以下「協議会」という。)規則(以下「協議会規則」という。)第3条第3項に規定するワーキンググループ(以下「WG」という。)の運営要領を定めるものである。

(構成)

第2条 WGは、協議会の構成員が指名する者(以下「メンバー」という。)をもって構成する。

(WGの招集、議事)

第3条 WGは必要に応じて、会議を行う。

2 WGは、中部圏広域地方計画推進室(以下、「事務局」という。)が招集するものとし、WGの日時、場所及び議事の要旨とともにメンバーに通知するものとする。

3 WGは、必要に応じてオブザーバーを招集するものとする。

3 議事の進行は事務局が行う。

(作業内容)

第4条 WGは、次の事項を行う。

(1) 広域地方計画の策定に関する専門的事項の検討。

(2) 広域地方計画の実施に関する検討。

(報告)

第5条 WGでの検討結果等は、各メンバーが幹事に報告するものとする。

(庶務)

第6条 WGの庶務は、事務局において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、WGの運営に関し必要な事項は、第3条のWGで定める。

附則

この運営要領は、平成24年 2月13日から施行する